

令和元年8月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うちガスこんろ(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち散布器1件、踏み台(アルミニウム合金製)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 5件  
製品起因か否かが特定できていない事故  
(うちエアコン(室外機)1件、ホイール(自転車用)1件、  
接続ケーブル(太陽光発電システム用)1件、電動アシスト自転車1件、  
スチームアイロン1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び  
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して  
いる案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A201800348、A201800410を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204(直通)

FAX：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考	機種・型式	事業者名
A201900411	令和元年7月14日	令和元年8月27日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-330SB-R	株式会社パロマ	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月21日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800348	平成30年6月14日	平成30年9月11日	散布器	なし	ヤマト農磁株式会社	重傷1名	当該製品に他社製の乾電池を装填し使用していたところ、乾電池から液漏れが発生し、背中を負傷した。 調査の結果、使用者が、取り外した乾電池を再度当該製品の電池ボックスに装填する際に、誤って逆装填したことで、同じ電池ボックス内のほかの乾電池が充電され、事故に至ったものと推定される。 なお、当該製品の電池ボックスが逆装填防止構造でなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	鳥取県	平成30年9月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800410	平成30年9月25日	平成30年10月18日	踏み台(アルミニウム合金製)	CTB-5	株式会社ピカコーポレーション (輸入事業者)	重傷1名	店舗で当該製品を使用中、転倒し、頭部を負傷した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(18年以上)により、支柱の破断部に硫黄や塩素が蓄積して腐食が発生し、腐食部にノッチ(微小な欠け)ができて応力が集中して割れが進展する応力腐食割れにより亀裂が発生し、その後の使用で亀裂が進展して破断に至ったものと推定される。	東京都	平成30年10月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900412	令和元年7月31日	令和元年8月27日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から15年以上経過した製品 令和元年8月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月4日
A201900413	平成31年4月14日	令和元年8月27日	ホイール(自転車用)	重傷1名	当該製品を装着した自転車で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900414	令和元年7月10日	令和元年8月27日	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和元年8月2日に公表した接続箱(太陽光発電システム用)に関する事故(A201900314)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月19日
A201900415	令和元年7月9日	令和元年8月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月19日
A201900416	令和元年8月21日	令和元年8月28日	スチームアイロン	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

踏み台（アルミニウム合金製）（管理番号:A201800410）

